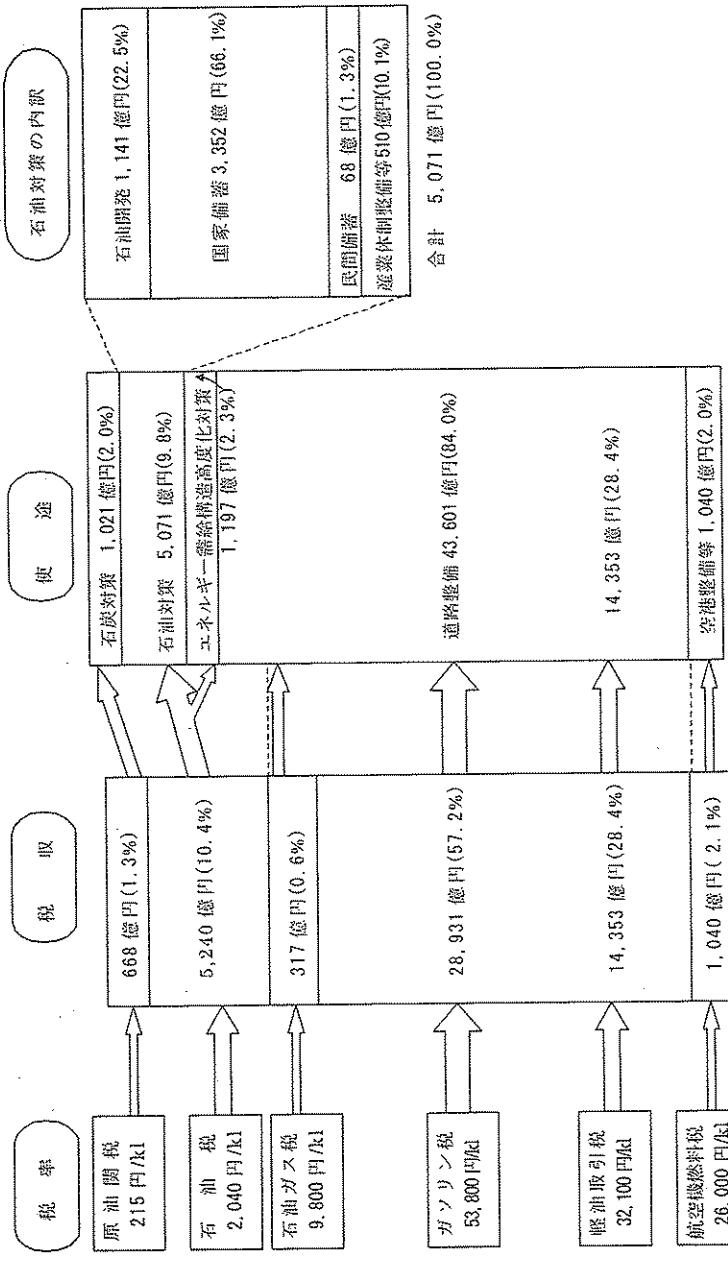


資料2(4) 石油諸税の収入と使途（9年度予算）



出典：「石油税制便覧 平成9年度版」 石油連盟企画部(平成9年7月)

資料2(5) 石油諸税収入の推移

(単位：億円)

年度	開 規				石 油 消 費 税							収入総額		
	原 油	重 油	そ の 他	計	揮発油税	地 方 道 路 稲	小 計	軽油税	石油ガス税	航空機燃料税	石油税	石油消費税計		
35	84	38		123	1,030	165	1,218	172				1,390	1,512	
36	87	66		153	1,382	250	1,632	270				1,902	2,055	
37	210	38	13	261	1,628	285	1,923	334				2,257	2,516	
38	349	39	26	414	1,864	337	2,201	417				2,618	3,033	
39	419	55	21	493	2,281	413	2,694	583				3,277	3,772	
40	486	65	26	577	2,545	461	3,006	649				3,635	4,232	
41	589	48	29	664	2,924	529	3,453	780	42			4,275	4,939	
42	709	62	34	805	3,326	602	3,926	926	98			4,922	5,757	
43	836	65	32	953	3,796	687	4,483	1,085	116			5,681	6,637	
44	1,027	79	36	1,132	4,390	795	5,185	1,266	143			6,594	7,726	
45	1,206	105	28	1,339	4,987	903	5,890	1,442	245			7,577	8,916	
46	1,282	96	18	1,396	5,481	992	6,473	1,556	252			8,281	9,677	
47	1,343	73	42	1,458	6,010	1,088	7,098	1,766	264	57		9,183	10,643	
48	1,616	81	25	1,824	6,557	1,187	7,744	2,023	268	130		1,0165	11,789	
49	1,418	77	29	1,523	7,469	1,353	8,824	1,924	251	210		11,269	12,734	
50	1,386	53	16	1,453	8,244	1,498	9,740	1,940	278	216		12,174	13,629	
51	1,540	58	26	1,624	9,996	1,810	11,806	2,638	286	215		14,946	16,572	
52	1,754	67	20	1,841	11,343	2,051	13,394	2,918	292	233		16,377	18,678	
53	1,662	47	22	1,732	13,046	2,359	15,405	3,267	326	257	1,046	20,391	22,033	
54	1,593	70	33	1,696	14,787	2,662	17,449	4,283	303	560	2,969	25,584	27,260	
55	1,414	51	46	1,511	15,474	2,783	18,257	4,471	297	577	4,041	27,642	29,154	
56	1,323	40	56	1,416	15,832	2,847	18,679	4,595	298	599	4,092	28,253	29,681	
57	1,256	67	34	1,364	15,900	2,559	18,759	4,654	300	580	3,956	28,249	29,613	
58	1,312	66	39	1,418	16,274	2,927	19,291	5,006	310	579	3,374	28,472	29,890	
59	1,277	67	34	1,379	16,465	2,961	19,426	5,285	308	612	3,881	29,515	30,894	
60	1,199	68	41	1,399	16,678	2,999	19,677	5,558	310	616	4,004	30,165	31,474	
61	1,152	66	101	1,319	17,148	3,084	20,232	5,884	310	639	1,616	28,681	30,000	
62	1,159	143	203	1,503	17,821	3,169	20,790	6,348	317	667	1,683	29,805	31,310	
63			a.a.	1,124	18,325	3,295	21,620	6,918	317	686	3,060	32,601	33,725	
元					911	19,203	3,453	22,656	7,663	317	724	4,732	36,092	37,003
2					1,039	20,066	3,608	23,675	8,336	313	757	4,870	37,950	38,978
3					971	20,719	3,726	24,444	8,717	308	813	6,902	41,186	42,157
4					904	21,159	3,805	24,964	9,011	304	882	5,229	40,370	41,274
5					821	21,993	3,543	25,536	9,809	302	907	4,907	41,460	42,281
6					867	24,081	2,577	26,658	13,004	308	965	6,243	46,178	47,046
7					821	24,627	2,635	27,262	13,322	306	1,011	5,131	47,032	47,853
8(決算期数)					833	25,456	2,724	28,180	13,753	300	1,038	5,232	48,323	49,376
9(予算)					669	26,130	2,801	28,931	14,353	317	1,940	5,240	49,581	50,549

(注)1. 石油消費税のうち航空機燃料税は空港運賃財源、石油税は石油対策及びエネルギー需給倍率換算(石油会計財源、その他の道路整備財源)。

2. 決算期収支既控除後の納付税額。ただし、63～年度の開設収入は純収入額。

3. 開設、石油税の平均税率は、納付税額から返付・戻税額を控除した後の純収入額で、開設収入の内訳は不明。

4. 石油税には、石油臨時特例税(3年度：2,019億円、4年度：175億円)が含まれている。

5. 8年度は決算収支、但し終業引当額は予算。

施行年月日	揮発油税 地方道路税(国税)		軽油引取税 (地方税)	石油ガス税 (国税)	航空機 燃料税 (国税)	原油及び輸入石油製品 輸入LPG 及び輸入LNG
	揮発油税	地方道路税				
昭和 12年4月1日	13.20	-	13.20	-	-	-
〃 15年4月1日	34.45	-	34.45	-	-	-
〃 18年7月1日	34.45	-	34.45	-	-	-
〃 24年6月1日	100%	-	100%	-	-	-
〃 26年1月1日	11,000	-	11,000	-	-	-
〃 29年4月1日	13,000	-	13,000	-	-	-
〃 30年8月1日	11,000	2,000	-	-	-	-
〃 31年6月1日	11,800	3,500	18,300	6,000	-	-
〃 32年4月7日	11,800	3,500	18,300	8,000	-	-
〃 32年4月11日	n	-	-	10,400	-	-
〃 34年4月1日	n	19,200	22,700	-	-	-
〃 34年4月11日	n	22,100	26,00	12,300	-	-
〃 36年5月1日	n	24,300	28,700	15,000	5万/kg(2,800円/kg)	-
〃 39年4月1日	n	24,300	4,400	-	10.10万/kg(5,600円/kg)	-
〃 41年2月1日	n	-	-	-	17.50万/kg(9,800円/kg)	-
〃 42年1月1日	n	-	-	-	5.20万/kg	-
〃 45年1月1日	n	-	-	-	10,400	-
〃 47年4月1日	n	29,200	34,300	19,500	13,400	-
〃 48年4月1日	n	29,200	34,300	19,500	-	-
〃 49年4月1日	n	34,300	43,00	26,000	3.5%	-
〃 51年4月1日	n	34,300	43,00	26,000	-	-
〃 51年7月1日	n	34,300	43,00	26,000	-	-
〃 53年6月1日	n	45,000	53,000	24,300	41.7%	-
〃 53年9月1日	n	45,000	53,000	32,100	2.010万/kg	1.2%
平成 5年12月1日	n	48,600	53,200	-	670万/TON	720万/TON

(注) 1. 昭和37年から大正13年まで、ガソリンを対象とした石油消費税があり、昭和12年4月実施段階で廃止された旧軽油税は、昭和18年7月廃止された。
 2. 昭和24年6月に復活し16,830円/kgとなり、当時の公定価格は、距離税(税金100%)である。
 公定価格の変更に伴い、16,830円/kgとなる。

3. 石油税は、63年7月31日まで課税されて、その課税原税は(CIF+關稅)、63年8月1日以後は課税原税。

4. ガソリン税 平成4年1月以降は、軽油引取税(51年4月1日以後の供給)が課税され、軽油引取税(税金は軽油税の1/2)が課された。

5. 未定のほか、平成3年度1年間の課税規制として、石油消費特徴税(税金は石油税の1/2)が課された。

出典: 「石油税制便覽 平成9年度版」 石油通商企画部(平成9年7月)

ABSTRACT

Economic Instruments for the Reduction and Recycling of Solid Waste : A Comparison Between Dual System and Package Taxation

This paper aims to analyze the economic function of Germany's "Dual System"--especially Grune Punkt--in comparison with a package taxation proposed from an environmental economic theory point of view. Based on the analysis of the cost estimation formula of the optimal tax rate of package taxation for PET bottles, aluminum cans and paperboard packages. This means that the recycling level mandated by German law is inefficient from the viewpoint of static efficiency, because it is higher than the optimal level. Dynamic efficiency is more important than static efficiency for the reduction of waste at the source. It is concluded that the Dual System has an incentive effect for promoting technological improvement and changes in package design for waste reduction.

Public Choice on Environmental (Carbon) Taxes

Global warming and the greenhouse effect have become two of the most important issues in international society. In Japan, environmental taxes as well as other economic instruments became popular with policy-makers, but there is little acceptability of a carbon tax that will abate the emissions of CO₂.

This study investigates public choice on the introduction of environmental (carbon) taxes and proposes a tax reform that changes implicit carbon taxes to pure carbon taxes under revenue neutral. In this study, a simple model deals with the conflicts of policy preferences and a Nash equilibrium --a profile of strategies such that each policy-maker's strategy is an optimal response to the other's strategy.

The implicit carbon taxes in the Japanese tax system consist of seven taxes on fossil fuels, the revenue from which amounts to about 5 trillion yen. This study examines the effect of the tax reform under the condition of revenue neutral on the reduction of CO₂ emissions by assuming that the price elasticities on the demands of the fossil fuels are the same: 0.2 or 0.1.

The results of this examination are as follows. In the case that the elasticities are 0.2 (0.1), the pure carbon tax of ¥18,975 (17,145) per kg carbon can finance the same amount of revenue as the existing implicit carbon taxes and abate CO₂ emissions by 70.547 (31.544) million tonnage carbon while the implicit carbon taxes could abate emissions by only 19.265 (8,700) million tonnage carbon. The tax reform may keep the uses of revenue from the implicit carbon taxes. As a consequence, the tax reform could mitigate the movement against the introduction of a carbon tax and effectively abate CO₂ emissions.

<財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」October-2002>

環境税の設計

横山 彰

要 約

1992年6月の「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)の開催から10年、わが国における環境税に関する議論も膨大な蓄積がある。環境税の定義や類型をめぐる議論、現行税制全体を環境保全の観点から洗い直して環境にマイナスの影響を及ぼすような経済活動を抑制するように改革するグリーン税制改革の議論、1997年気候変動枠組条約第3回締約国会議で採択された京都議定書に基づき二酸化炭素を中心とした温室効果ガス排出量の削減を目指す炭素税ないし地球温暖化対策税の議論、こうした環境税導入やグリーン税制改革が国民経済にどのような影響を与えるかに関する環境税の経済効果に関する議論などがなされている。

本稿の目的は、こうした議論を踏まえて、わが国の税制の中で具体的に環境税をいかに設計するかを考察することである。その際に考察する環境税としては、経済に及ぼすインパクトの大きさや世論の関心から、さらには2002年6月4日「京都議定書の受諾の閣議決定」と6月7日「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布」などの現況からして、地球温暖化対策税を取り上げる。

まず、ヨーロッパ諸国で既に導入されている地球温暖化対策税の実態を明らかにする。次いで、わが国において具体的に地球温暖化対策税の設計を検討する際の論点を考察する。具体的には、(1)課税対象と税率(2)課税主体(3)課税段階(4)軽減措置(5)税収使途などの観点から考察する。それを踏まえ、具体的なグリーン税制改革案を提案する。

I. はじめに

1992年6月の「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)の開催から10年、わが国における環境税に関する議論も膨大な蓄積がある。環境税の定義や類型をめぐる議論、現行税制全体を環境保全の観点から洗い直して環境にマイナスの影響を及ぼすような経済活動を抑制するように改革するグリーン税制改革の議論、1997年気候変動枠組条約第3回締約国会議で採択された京都議定書に基づき二酸化炭素を中心とした温室効果ガス排出量の削減を目指す炭素税ないし地球温暖化対策税の議論、こうした環境税導入やグリーン税制改革が国民経済にどのような影響を与えるかに関する環境税の経済効果に関する議論などがなされている。

本稿の目的は、こうした議論を踏まえて、わが国の税制の中で具体的に環境税をいかに設計

環境税の設計

するかを考察することである。その際に考察する環境税としては、経済に及ぼすインパクトの大きさや世論の関心から、さらには2002年6月4日「京都議定書の受諾の閣議決定」と6月7日「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布」などの現況からして、地球温暖化対策税を取り上げる。

第II節ではヨーロッパ諸国で既に導入されて

いる地球温暖化対策税の実態を明らかにする。第III節で、わが国において具体的に地球温暖化対策税の設計を検討する際の論点を考察する。具体的には、(1)課税対象と税率(2)課税主体(3)課税段階(4)軽減措置(5)税収使途などの観点から考察する。それを踏まえ、最後の第IV節結びで、具体的なグリーン税制改革案を提案する。

II. 地球温暖化対策税の実態

1997年12月、気候変動枠組条約第3回締約国会議で採択された京都議定書で、二酸化炭素を中心とする温室効果ガスの排出削減目標が定められた。日本は、2008年から2012年の間に1990年レベルを基準として温室効果ガス排出量を6%削減することになった。

地球温暖化の原因となる温室効果ガスとりわけ二酸化炭素に課税することで、その排出を抑制しようとする温暖化対策税は、北欧5カ国で1990~92年に炭素税として導入され、その後、京都議定書を受ける形で1999年にドイツ・イタリア、2001年にイギリスでも導入された。

II-1. 温暖化対策税と既存関連税の関係

温暖化対策税を導入するとき、揮発油税などの既存の化石燃料・エネルギー関連諸税(以下、既存関連税とよぶ)はどう取り扱うかが重要なとなる。既存関連税は、二酸化炭素排出を意図的に抑制する目的で導入されたのではないが付随的に抑制しているという意味で、潜在的な温暖化対策税である。環境省(2001b)や資料1に基づき、ヨーロッパの温暖化対策税の導入方法を見ると、①既存関連税をええずに追加的に温暖化対策税を導入したオランダ、②既存関連税の非課税対象分野に温暖化対策税を導入したイギリス、③既存関連税の減税と併せて温暖化対策税を導入したフィンランド・スウェーデン・デンマーク、④既存関連税の増税とともに温暖

化対策税を導入したノルウェー、⑤既存関連税の増税と課税対象の追加という形で税制の温暖化対策強化をしたイタリア・ドイツ、とさまざまである。

資料1の主な課税対象と税率を比較すると、温暖化対策税と既存関連税の重みが分かる。ここでは、資料1の備考における為替レートで日本円換算した資料2に基づき、無鉛ガソリン・軽油(交通用)・重油・石炭・電気を、導入国8カ国相互と日本とを比較してみる。

① 無鉛ガソリン

デンマークとイギリスでは、無鉛ガソリンに対して温暖化対策税が課されていない。温暖化対策税としての絶対的な税率が高いのはノルウェーであるが、既存関連税率に対する相対的な課税率をみるとスウェーデンが最も高く既存税率の約21%相当分が温暖化対策税として課されている。また既存税率と温暖化対策税率の合計をみると、最高税率はイギリス、最低税率がスウェーデンになっている。日本のガソリンに課されている既存関連税をみると、揮発油税(48,600円/Kl)と地方道路税(5,200円/Kl)を合わせたガソリン税の税率は、53,800円/Klである。ただし、日本のガソリンには、ガソリン税の課税前に原油等関税(215円/Kl)と石油税(2,040円/Kl)も課税されているので、ガソリンに対する既存関連税の実効税率は56,055円/Klとなり、スウェーデンとテ

ンマークの合計税率のはば中間に位置する。温暖化対策税を導入している8カ国の単純平均をみると、約62,500円／KJである。

② 軽油（交通用）

温暖化対策税導入8カ国の軽油（交通用）に対する課税傾向は、ガソリンとほぼ同じといえる。日本の軽油に対する既存関連税は、地方税の軽油引取税（32,100円／KJ）である。ただし、軽油についても製品輸入に対する関税（1,270円／KJ）と石油税（2,040円／KJ）も課税されている。横山（1997a：60の表1の備考2）に示したように、製品輸入が全供給量に占める比率3.2%で加重して実質的な関税率を算定すると249円／KJになる。したがって、軽油に関する日本の既存関連税の実効税率は、34,389円／KJと推計できる。この日本の実効税率は、既存関連税の税率としてはスウェーデン・フィンランドの税率よりも高く、ほぼドイツの税率水準に近い。合計の税率をみると、最も低いフィンランドとほぼ同水準で、その差は2,000円／KJ程度でしかない。

③ 重油と石炭

重油と石炭に関しては、8カ国の税率にはほぼ同じ傾向が見られる。既存関連税の税率はデンマークが際立って高く次いでスウェーデンが高い一方、温暖化対策税の税率はスウェーデンが際立って高く次いでノルウェーとなっている。既存関連税と温暖化対策税の税率合計をみると、既存関連税の高いデンマークが最も高率になっている。他方、ドイツ・オランダ・イタリア・イギリスが、重油や石炭に対する課税は低くなっている。とりわけ、温暖化対策税として課税されていないのはイギリスの重油とドイツの石炭であり、ドイツは石炭に全く課税していない。日本も石炭には全く課税されていないが、重油については既存関連税として原油等関税（215円／KJ）と石油税（2,040円／KJ）が課されている。

④ 電気

フィンランド・オランダ・ドイツ・イギリスでは、既存関連税が課税されていない。他方、

温暖化対策税として課税されていないのがスウェーデン・ノルウェーの2国である。デンマーク以外の国は、既存関連税が課されていない場合には温暖化対策税が課され、既存関連税が課されているときには温暖化対策税が課されていない。デンマークは、既存関連税も温暖化対策税も最も高率の課税がなされている。日本の場合をみると、既存関連税として電源開発促進税があり、この税率は0.445円／kWhである。この税率は、フィンランド・イギリスの58%程度、デンマークの6%程度に過ぎない。

II-2. 温暖化対策税の課税段階・減免措置・税収使途

① 課税段階

資料1にまとめられているように、温暖化対策税導入国の中多くは、既存関連税の徴税システムを活用している。ほとんどすべての温暖化対策税の納稅義務者は、製造業者・輸入業者・卸売業者であるが、スウェーデンのビートやオランダの石炭・ガスについては採取者、ドイツの電気税については最終消費者の場合もある。ドイツの電気税の「納稅義務は、電気供給業（供給者）から国内の最終消費者に電気が買取られる際に発生する。最終消費者とは、電力を他のエネルギーへ転換することで消費する者を示す。ただし、実際の納稅者は、電気を最終消費者に供給する者、すなわち電気供給企業（供給者）である。」（環境省、2001：2.29）しかし、課税段階はいろいろある。製造段階あるいは輸入段階もあれば、卸売段階もあれば、小売段階もある。

② 減免措置

資料1にも示されているように、特定の産業部門に対する措置、用途による措置、環境配慮に対する措置などが減免措置としてなされているが、重要なのは政府と産業界の自主協定の有無である。政府と自主協定を結んだ企業や産業界は、温暖化対策税について減免措置を受けられる。自主協定は、基本的には政府と産業界との契約で、目標に関する協定と実施に関する協

定とがある。契約である以上、契約不履行の場合の取決めが明示される必要がある。オランダ・ドイツは、自主協定を政策手段として積極的に活用してきた。オランダの長期協定は、1990年代の省エネに中心的な役割を果たした。その後、1999年7月にベンチマーキング協定が導入された。この協定は、産業連盟及びエネルギー消費の多い産業の事業団体を対象にして2012年までに単位生産量あたりのエネルギー効率を世界最高水準にすることを目指している。協定不履行のときには、環境許可に関する基準が強化される。

ドイツの連邦政府と産業連盟との気候保全に関する協定は、2000年に新協定が締結され、2012年までに1990年比で温室効果ガス排出量の35%削減、特に二酸化炭素排出量の28%削減が業界全体の目標として設定された。協定を遵守する限り、国際競争上不利となる措置を政府はとらないことにした。またデンマークやイギリスには、温暖化対策税軽減のための協定がある。デンマークでは、1996年に生産工程の区分と協定締結の有無による異なる税率を適用する税制になった。省エネ努力の協定を政府と締結することで、協定のない場合に比べ大幅な軽減税率が適用される。イギリスも、気候変動税制の中に、協定締結により基本税率の80%の減免措置を受けられる仕組みを組んでいる。この気候変動協定を締結した企業は、目標を達成するために排出量取引を利用することもできる。協定不履行のときは、次期2年間の減免措置が取消される。

③ 税収使途

フィンランド・スウェーデン・ノルウェー・デンマーク・オランダでは、温暖化対策税の税収は一般財源に充てられている。他方、ドイツは雇用者・非雇用者の社会保険料負担軽減と再生可能エネルギーへの補助金に、またイギリスでは雇用者の社会保険料負担軽減とエネルギー効率化の基金に充当されている。

④ 二酸化炭素削減効果

1990年代初頭に導入された北欧5カ国では、

削減効果が記載されていないデンマークを除けば、かなりの成果が見積もられている。具体的には、フィンランドの温暖化対策税による二酸化炭素削減効果は1990-1998年で400万tCO₂（総排出量の7%）削減、スウェーデンでは1987-1994年で業務部門における全削減量（800万tCO₂、総排出量の19%）の60%相当（480万tCO₂、総排出量の11.4%）が温暖化対策税の削減効果、ノルウェーでは1991-1993年で毎年全排出量の3-4%（年間30万tCO₂）の削減効果、オランダでは1994年時点で170万tCO₂の削減が推計されている。ドイツは700万tCO₂の削減、イギリスでは730万tCO₂の削減を見積もっている。

II-3. 導入予定の国

資料1に記載されているスイスとフランスは導入を予定されているので、その詳細は不明である。とりわけ、フランスの汚染活動一般税（TGAP: taxe générale sur les activités polluantes）については、2000年12月に憲法院で違憲とされた。違憲とされた理由は、環境省（2001b:2.42）によれば、次の2つの税の制度設計上の問題だとされている。つまり、

① 平等原則違反

エネルギー集約型産業に対する税の減免措置の結果として、エネルギー消費量の少ない事業者に対する課税額が、エネルギー消費量の多い事業者よりも大きくなる場合が生じ、税の公平性に反する。

② 目的と内容の不整合

今回導入しようとした税の目的は温室効果ガスの削減である一方で、その目的を達成するための手段として電力消費を課税対象にしていることは不適切である。フランスでは、電力の約80%が原子力発電所で供給されていることを考えれば、温暖化対策の観点からすれば、電力消費ではなく、むしろ化石燃料消費のみを課税対象にすべきである。

そこで、フランス環境省は、この違憲判決を踏まえ、温暖化対策税の見直しを検討中である

といわれている。さらに、資料1には記載されていないが、ニュージーランド政府も2008年以降に、25NZ\$/tCO₂のCO₂税の導入を発表している。

III. 日本における温暖化対策税の設計

日本でも、中央環境審議会の地球温暖化対策税制専門委員会が、2002年6月に「我が国における温暖化対策税制について（中間報告）」をまとめている。この中間報告では、2004年までは既存関連諸税のうち道路特定財源である揮発油税などの税率維持と税収の環境保全対策への充当、2005年以降早期の温暖化対策税導入が明示された。こうした温暖化対策税をどのように設計したらよいか、検討を加えてみよう。

Ⅲ-1. 課税対象と税率

温暖化対策税導入国8カ国の導入時における既存関連税との関係は、既に見たとおりである。大きく分ければ、既存関連税を変化させずに新税を追加するケースと、既存関連税を増減して新税を追加するケースがある。デンマークやイギリスでは、ガソリンについては既存関連税のまま温暖化対策税を追加課税していない。

わが国の潜在的な温暖化対策税といえる既存関連税の概要は、資料3のようになっている。化石燃料で既存関連税である石油税が課税されていないのは、石炭だけである。また石油税だけでなく個別物品税も課税されているのは、ガソリン・軽油・ジェット燃料・LPG（自動車用）の交通用に消費される化石燃料である。交通用以外の化石燃料は、燃焼しCO₂を排出しながらエネルギーとして利用するものと、燃焼させないまま原材料として利用するものとに区分できる。日本の既存関連税は、重油・LNG・LPG（自動車用以外）・石炭・灯油・ナフサにについては、石油税以外の課税がなされていない。また、LPG・LNG・石炭には原油等関税も課されていない。

そこで、導入8カ国の例を参考にすれば、次

のようなケースが考えられる。

① 既存関連税を変えずに追加的に温暖化対策税を導入したオランダ方式

既存関連税を変えずに追加的な温暖化対策税を導入する場合でも、各化石燃料に対しその炭素含有量に応じた税率を課す純粹炭素税方式と、既存関連税の税率が炭素含有量に比して軽課されている化石燃料に対し追加する方式がある。純粹炭素税方式の良さは、既存関連税を前提にしたうえで、全く別個の課税目的を持たせた新税として構築できることである。換言すれば、既存関連税を支えてきた既存の諸制度を弄らずに新税導入ができるので、既存関連税の利害関係者の了解を取り付ける必要も少なくなる。ただし、既存関連税以外の税も変化させないとすれば、この方式は増税となるので不況下では導入が困難になる。

② 既存関連税の非課税対象分野に温暖化対策税を導入したイギリス方式

この方式は、①の後者つまり、既存関連税の税率が炭素含有量に比して軽課されている化石燃料に対し追加する方式の一つである。既存関連税が全く課税されていない化石燃料は、税率ゼロでの炭素含有量に比して最も軽課されている化石燃料になるからである。わが国でもイギリス方式で温暖化対策税導入をするとすれば、石油税以外の個別物品税が課されていない化石燃料つまり重油・LNG・LPG（自動車用以外）・石炭・灯油・ナフサを課税対象にした新税を追加することが考えられる。この追加税率を、炭素含有量に応じた税率にするか否かで、温暖化対策税が純粹炭素税型になるか否かで区別できる。

③ 既存関連税の減税と併せて温暖化対策税を

導入したフィンランド・スウェーデン・デンマーク方式

この方式は、交通用などの化石燃料の既存関連税の税率を引き下げ、課税標準を炭素含有量にした新税（純粹炭素税）を導入するやり方である。スウェーデンでは、既存関連税の税率を1/2にして純粹炭素税を導入した。この方式では、税収中立型のグリーン税制改革か増税型のグリーン税制改革かが問題になるが、スウェーデンでは実質増税であった。温暖化対策税の導入趣旨からすれば、増税型の税制改革であろう。既存関連税の税率引き下げは、特定財源化されているときには、使途を含めた改革案を準備する必要が生じる。

④ 既存関連税の増税とともに温暖化対策税を導入したノルウェー方式

ノルウェー方式は、炭素含有量に応じた純粹炭素税型の温暖化対策税ではない。この方式で既存関連税を増税するとすれば、①でも述べたように、その税率が炭素含有量に比して軽課されている化石燃料の税率を増大させることが意味をもとう。だとすれば、交通用の化石燃料以外のものに対する石油税の税率を上げるとともに温暖化対策税を導入することになる。

⑤ 既存関連税の増税と課税対象の追加という形で税制の温暖化対策強化をしたイタリア・ドイツ方式

この方式では、既存関連税の税率の引き上げで温暖化対策を行ふことを自指す。ドイツでは、これに加え電気税を導入した。この方式の良さは、既存関連税の徴収システムを全面的に利用できることである。

⑥ 純粹炭素税変換方式

この方式は、横山（1997a）が理論的に考察したもので、既存関連税の総税収を一定にしたまま、つまり化石燃料課税にかかる税収を中立のまま、既存関連税の税率体系を、全化石燃料について炭素含有量に応じた税率体系に変換する方式である。この税率体系の変換で、かなりのCO₂排出量の削減が期待できる。税収中立で純粹炭素税変換をすると、交通用の化石燃料に

対する税率を引き下げることになる。この点が、社会的受容を困難にする可能性もある。

そこで、既存関連税を生かしながら、既存関連税+温暖化対策税の合計した税率体系を炭素含有量に応じた税率体系の純粹炭素税に近づけることが重要になる。この改革の方向性だけを踏まえれば、既存関連税を変えずに温暖化対策税を導入したとしても、次の段階でそれを進化させ、税率が炭素含有量に比して軽課されている化石燃料の税率を増大させるようなグリーン税制改革を行えば、化石燃料課税全体として純粹炭素税に近い税制になりうるのである。またドイツ方式でも、炭素含有量に応じた税率体系に近づけるように、既存関連税の税率アップを行えばよい。ただし、既存関連税が課されていない化石燃料（ドイツでいえば灯油と石炭）は、この方式では非課税のままになるので、全体として純粹炭素税に近づけるためには、非課税の化石燃料をなくす努力も必要になる。

Ⅲ-2. 課税主体

地方政府レベルにおいても、大気汚染・水質汚濁などの環境汚染を抑制するための経済的手段として税制を活用しつつ、大気浄化・下水道整備・産業廃棄物処理事業などの環境保全対策の財源調達を図るような税制のグリーン化が、重要な政策課題となっている。税制のグリーン化が国税だけでなく地方税においても重要なになってきたことで、環境問題に係る税制として国税と地方税のあり方そのものを検討する必要性が一層高まっている。

連邦財政主義や政府間財政構造に関する伝統的な経済理論に従えば、地球温暖化問題のように環境汚染活動が地域や国を超えて相互に外部費用をもたらす場合には、その外部性の広がりに応じて、地方政府よりも国が、国よりも国際的機関がその外部性を解決することが望ましい、と考えられてきた。こうした考え方に基づけば、CO₂排出量を削減するための温暖化対策税は、地方政府ではなく国が全国レベルで均一課税することが望ましいということになる。しかし横

山(2001)の指摘するように、もし完全情報のもとで一国全体のCO₂排出量から各地方政府が被る損失の強度が地方政府ごとに異なるならば、国が均一課税する国税型の温暖化対策税では効率的な資源配分を達成できなく、効率的な資源配分を達成するためには、国が地方政府ごとに異なる税率を設定する必要がある。このことは、国税レベルの温暖化対策税導入を睨みながらも、CO₂排出量に対し地方政府ごとに課税する不均一税の地方炭素税の創設することも検討に値することを意味する。具体的には、地方税である軽油引取税を温暖化対策税導入時にどのように取扱うかが重要になる。

さらに、最小の社会的費用で汚染を防止できる主体が汚染防止の責任を負うべきとする最適制御主体責任原則にしたがえば、消費者や住民が最適制御主体となりうる電気・ガスの消費活動に対する課税は、負担分任という地方税の課税哲学からしても、地方環境税の有力候補になる(横山, 2000)。このことは、消費税導入時に廃止された電気税とガス税を市町村レベルの地方エネルギー税として復活させる意義を示唆している。

Ⅲ-3. 課税段階

最適制御主体责任原則にしたがえば、ガソリン・軽油などの交通用化石燃料については下流段階で消費者に直接負担を求めることになる既存関連税の徵税システムを活用すればよいが、重油や石炭や天然ガスなどの中間投入物になる化石燃料については上流段階で企業に一時的な負担を求めることが望ましくなる。そこで、温暖化対策税の導入方式としてどのような方式をとるかで、課税段階も変わってくる。

オランダ方式で既存関連税を変化させずに純粹炭素税型の温暖化対策税を導入するならば、上流で課税している石油税をベースに石炭も含め輸入段階ないし蔵出段階で純粹炭素税型の温暖化対策税を導入すればよいことになる。またイギリス方式で既存関連税が非課税の化石燃料に追加課税する形で温暖化対策税を導入すると

きも、上流段階で企業に課税すればよい。しかし、ドイツ方式で既存関連税の税率アップであれば、現行の徵税システムをそのまま活用すればよいので、環境税の設計として課税段階については全く検討する必要もない。

Ⅲ-4. 軽減措置と自主協定

デンマークとイギリスの温暖化対策税における自主協定による軽減措置が、極めて参考になる。エネルギー多消費型産業に対する優遇措置も度が過ぎると、フランスの温暖化対策税の遅延理由のとおりの事態にもなりかねない。また低所得層への配慮が必要になるのは、下流段階で課税される可能性の高い交通用化石燃料と電気・ガスなどのエネルギー税である。とりわけ、電気・ガスに対する地方エネルギー税を温暖化対策税として復活させるならば、低所得層への配慮が必要になる。この点は、「電気・ガスのエネルギー消費にかなり高い均一税率を課税する一方で、一人当たり年間基礎エネルギー消費に係るエネルギー税額に世帯人数を乗じた金額を住民税で還付を認めた税額控除にすれば、いわゆる逆進性の問題も生じないし、基礎エネルギー消費未満にエネルギー消費を抑えれば実質的に省エネ補助金を受け取れるので省エネのインセンティブを用意できる。」(横山, 2000: 7)

すでに見たように、デンマークの温暖化対策税の税率は他の導入国に比べると、ガソリンは例外にしても、極めて高かった。このことは、自主協定やエネルギー多消費型産業に対する優遇措置があるからともいえる。こうした優遇措置は、税制を通じた補助金を意味する租税支出(tax expenditure)なので、従来の租税理論からすれば望ましいものではなかった。わが国でも、汚染防止施設や省エネ投資に対する特別償却や税額控除などの租税特別措置は、厳しい規制を補完する形で日本の環境保全にかなり貢献してきたが、特定の施設や技術に限定されるので効率的な技術革新に結びつかない恐れもあった。

しかし自主協定の場合は、こうした特定の施設や技術に限定されるわけではなく、企業なり産業界が自らの判断で政府と契約した協定を守る施設や技術も選択できる。さらには、イギリスの場合のように気候変動協定を締結した企業は、目標を達成するために排出量取引を利用するともできる。こうしたポリシー・ミックスの可能性を環境税の設計で担保しておくことが肝要になる。

Ⅲ-5. 税収使途

税制調査会『あるべき税制の構築に向けた基本方針』は、「五その他」の「2. 特定財源等とエネルギー関連諸税等」と「3. 環境問題への対応」で、特定財源等とエネルギー・環境税のあり方について言及している。当該箇所(税制調査会, 2002: 19)を若干長くなるが、引用しておく。

「2. 特定財源等とエネルギー関連諸税等
揮発油税、石油税等は使途を特定されている。特定の公的サービスからの受益と負担との密接な対応関係が認められ、そのサービスの財源を制度的に確保する必要がある場合には、特定財源等が用いられていている。特定財源等は、このような財源確保に有効な仕組みはあるが、一方では資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化を招くおそれもあり、常にその妥当性を吟味していく必要がある。

道路特定財源等については、制度創設の経緯を踏まえ、現在においても特定財源といふ形で道路事業のための財源を引き続き確保していく必要があるのか、財政を硬直化させる要因となっていないか疑問視されており、歳出面を含めた基本的なあり方について検討を行う必要がある。当調査会では、依然として道路整備の必要性のためこれを維持すべきとの意見もあったが、一般財源化を含め、そのあり方の見直しを行るべきと考える。

いずれにしても、道路特定財源等を含むエネルギー関連諸税等については、わが国の自

動車に係る税負担全体が国際的にみても高くない水準にあり、自動車の社会的コストや環境の保全の観点に鑑みれば、その税負担水準を引き下げるとは適当ではない。また、現行の自動車関係諸税は税目が多く複雑であるとの指摘もあり、自動車に係る税体系のあり方は今後の検討課題である。

3. 環境問題への対応

京都議定書の目標達成に向けて、この3月に見直しが行われた地球温暖化対策推進大綱においては、「税・課徴金等の経済的手法について、他の手法との比較を行なながら、様々な場で引き続き総合的に検討する」ととされている。環境問題に対する税制面での対応については、国民に広く負担を求める事になる問題だけに、国民の理解と協力を得て、今後、積極的に検討を進めていくことが望ましい。この際、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえ、汚染者負担の原則(PPP)に立って幅広い観点から検討していく必要がある。また、既存のエネルギー関連諸税等との関係についても検討すべきであろう。」

税制調査会(2002)は、環境問題に対する税制面の対応を取り上げ、特定財源化されていないエネルギー関連諸税を含め既存関連税との関係をきめ細かく言及したうえで、なぜ特定財源等が見直されるべきかについて明示している。そもそも特定財源化は、ある税収の使途を特定の支出に限定することであるが、そうした意義については意見が分かれ。伝統的な財政学や租税論からすれば、特定財源化しない目的税化は、ノン・アフェクタシオンの原則に反し効率的な資金配分が困難になり財政の硬直化を招くので望ましくないと考えられてきた。しかし、ジェームス・ブキャナンを中心とする公共選択学派からすると、こうした特定財源化しない目的税化は、リバニアン型政府を統制管理する手段としての税制の役割からして望ましいと評価される。

温暖化対策税も含め環境税は、環境悪化の原因となる汚染活動に課税して汚染活動を抑制することが、その第一義的な目的である。その汚染活動が原因で生じた環境悪化を改善し回復するためにかかる費用に、その税収を充当することを必ずしも意図してはいない。しかし環境税の税収を環境保全対策へ充当することで、汚染活動の外部費用を引き下げるような技術開発や汚染活動自体の縮減をもたらすような対策が歳出活動でなされるならば、一般には環境問題がより一層解決されると期待できる。

道路特定財源化されている揮発油税・地方道路税・軽油引取税の現行税率は、2003年3月31日までの5年間の暫定税率であるが、この見直しをどのように行うのか。それぞれの基本税率と暫定税率は、次のとおりである。揮発油税は基本税率24,300円／klと暫定税率48,600円／klであり、地方道路税は基本税率4,400円／klと暫定税率5,200円／klである。軽油引取税は、基本税率15,000円／klと暫定税率32,100円／klである。この暫定税率を基本税率に戻し、実質的に揮発油税・地方道路税・軽油引取税の税率を引き下げたとすると、先の『我が国における温暖化対策税制について（中間報告）』の試算

IV. 結び

以上の考察から、具体的にどのようなグリーン税制改革を描けるだろうか。本稿では、温暖化対策税導入に関する価値判断基準をいくつか示している。その中心は、(1)純粋炭素税化原則、(2)最適制御主体責任原則、(3)自主選択原則である。

来年に暫定税率の期限が切れる揮発油税・地方道路税・軽油引取税については、本則税率に引き下げて、純粋炭素税型の温暖化対策税を導入する。このグリーン税制改革は、初めて炭素税を導入したフィンランドの導入方式である。純粋炭素税型だとすれば、最適制御主体責任原

則からして、輸入段階か蔵出段階の上流で化石燃料供給者を納稅義務者とする。そして、自主選択原則から自主協定による軽減措置を認める。協定締結企業には、目標達成のために排出権取引を利用することも認める。純粋炭素税型の温暖化対策税の税率が低い場合には、既存関連税の税率が炭素含有量に比して軽課されている化石燃料の税率を増大させるようなグリーン税制改革を行えば、化石燃料課税全体として純粋炭素税に近い税制になる。さらに、電気・ガスを課税対象にする地方エネルギー税を復活させる。

最近まで、温暖化対策税の導入に対しても、

産業界を中心に根強い反対があった。その反対根拠は、環境政策手段としての課税が本質的に抱える問題点の指摘である。総量規制や排出権取引制度とは異なり、その削減量が需要や供給の価格弾力性に依存するので価格弾力性について正しい情報がなければ、削減目標の達成が不確定になる問題がある。また温暖化対策税を

参考文献

- 環境庁 (1997) 『地球温暖化対策と環境税』
ぎょうせい
- 環境省 (2001a) 『諸外国における地球温暖化対策のための国内制度の検討状況』
- 環境省 (2001b) 『地球温暖化防止のための税の論点報告書』
- 税制調査会 (2002) 『あるべき税制の構築に向けた基本方針』
- 横山彰 (1997a) 『環境税（炭素税）導入の公共選択分析』『経済分析』、第153号、43-70頁、
経済企画庁経済研究所
- 横山彰 (1997b) 『地方税制のグリーン化』『地
方税』、第48卷第12号、4-15頁、(財)地方財務協会
- 横山彰 (2000) 『地方環境税の課税哲学と新しい地方環境税構想』『地方税』、第51卷第9号、2-9頁、(財)地方財務協会
- 横山彰 (2001) 『地方環境税と政府行動』『三田学会雑誌』、第94卷1号、125-134頁、慶應義塾大学
- 横山彰 (2002) 『特定財源等、エネルギー・環境税等改革のあり方』『税経通信』、第57卷12号、116-119頁、税務経理協会

資料1：諸外国の温暖化対策税制の概要（暫定版）

出典：中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会地球温暖化対策税専門委員会第2回会合（2001.10.30）資料1-4

	フィンランド	スウェーデン	ノルウェー			
導入の経緯 (下線部は当該国の 温暖化対策税制に該当す ると考えられるもの)	<ul style="list-style-type: none"> 1990年：炭素税[additional duty]を導入。課税標準は炭素含有量。 1994年：課税標準を炭素／エネルギー含有量(15/25)に変更。 1997年：課税標準を再び炭素含有量に変更。発用燃費に応じる炭素税を非課税とするとともに、炭素登録[output tax on electricity]を導入（課税範囲の変更）。 	<ul style="list-style-type: none"> 1991年：大規模な税制改定において、所得税の大額減税を伴って炭素税[carbon dioxide tax]を導入。課税標準は炭素含有量。 1992～1993年：エネルギー課税体系の大幅変更。交通用油及び瓦斯を除く熱利用燃料の既存エネルギー税を廃止^a。炭素税の税率を一段として炭素税を増税し、既存のエネルギー税を該税（政府予算2000年12月時点）。 	<ul style="list-style-type: none"> 1991年：炭素税[CO₂-tax]の導入。課税標準は炭素含有量に依存しない。 1992～1993年：エネルギー課税体系の大幅変更。交通用油及び瓦斯を除く熱利用燃料の既存エネルギー税を廃止^a。炭素税の税率を一段として炭素税を増税し^b。炭素税の税率を引き上げ。 1998年：新グリーン税制を導入。炭素税課税対象を北欧油田への供給船、航空運輸、沿岸航行にまで拡張^c。 			
既存エネルギー 税制との関連	<ul style="list-style-type: none"> 炭素税導入に伴い、既存のエネルギー税[basic duty]は交通用燃料について既存され、その他エネルギーについては全量^d。 1997年には炭素税の税率引き上げを相殺する形で、交通用燃料への既存エネルギー税の税率引き下げが行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 炭素税導入に伴い、既存のエネルギー税[excise on petrol, Autodiesel tax, Tax on heating oil (mineral oil), Tax on consumption of electricity]の中には税率が引き上げられたものもあった。 				
主な課税対象と 税率 ^e	<ul style="list-style-type: none"> 既存税[additional duty]の主な課税対象：下表のガソリン～重油、灯油～天然ガスに該当。 既存税課税[output tax on electricity]の課税対象：電気。 既存のエネルギー税[basic duty]の主な課税対象：下表のガソリン～重油及び灯油に該当。 	<ul style="list-style-type: none"> 炭素税[CO₂-tax]の主な課税対象：下表のガソリン、ディーゼル／灯油、燃油、重油、灯油、石炭、天然ガスに該当。 既存のエネルギー税[excise on petrol]の主な課税対象：下表のガソリン～電気に該当。 既存のエネルギー税[Autodiesel tax]の主な課税対象：下表のディーゼル／燃油（交通用油）に該当。 既存のエネルギー税[Tax on heating oil (mineral oil)]の主な課税対象：下表の燃油～重油、灯油に該当。 既存のエネルギー税[Tax on consumption of electricity]の課税対象：電気。 既存税の税率は毎年の予算案で審議される。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存税導入に際し、既存のエネルギー税[energy tax]の税率は1/2に減額（既存税の導入とあわせると、化石燃料への課税は実質倍額）。 既存税導入に際し、既存のエネルギー税[excise on petrol, Autodiesel tax, Tax on heating oil (mineral oil), Tax on consumption of electricity]の中には税率が引き上げられたものもあった。 			
交通用 統計値(クロス)	温暖化対策税 制[additional duty, output tax on electricity]	既存エネルギー 税制[basic duty]	温暖化対策税制 [carbon dioxide tax]	既存エネルギー税制 [energy tax]	既存エネルギー税制 [CO ₂ -tax]	既存エネルギー税制 [Excise on petrol, Autodiesel tax, Tax on heating oil (mineral oil), Tax on consumption of electricity]
ガソリン ^f	239 FINR/kL	3,091 FINR/kL	860 SKR/kL	3,640 SKR/kL	340 NKR/kL	4,340 NKR/kL
ディーゼル/灯油	269 FINR/kL	1,666 FINR/kL	1,058 SKR/kL	2,090 SKR/kL	470 NKR/kL	3,740 NKR/kL
統計値(クロス)	269 FINR/kL	1,666 FINR/kL	1,058 SKR/kL	2,090 SKR/kL	—	—
重油	270 FINR/kL	109 FINR/kL	1,058 SKR/kL	743 SKR/kL	470 NKR/kL ^g	190 NKR/kL ^g
重油	321 FINR/t	—	1,120 SKR/t	787 SKR/t	470 NKR/kL ^h	190 NKR/kL ^h
LPG	—	—	—	145 SKR/t	—	—
灯油	270 FINR/kL	109 FINR/kL	1,058 SKR/kL	743 SKR/kL	470 NKR/kL ⁱ	190 NKR/kL ⁱ
石炭	246 FINR/t	—	—	920 SKR/t	316 SKR/t	470 NKR/t
天然ガス	0.103 FINR/m ³	—	0.792 SKR/m ³	0.241 SAR/m ³	0.79 NKR/m ³ ^j	—
電気	0.041 FINR/kWh ^k	—	—	0.139 SKR/kWh ^l	—	0.0856 NKR/kWh

^a 煙突等についてはその後、再び既存エネルギー税の課税対象に追加されている。^b 政府提案ではこれらの他、プロセス産業にまで拡張する内容が盛り込まれていたが、採択されなかった。代わりに、国内排出量取引制度の導入が検討されることとなった。^c 税率等についてはその後、再び既存エネルギー税の課税対象に追加されている。^d 欧州連合作成のDatabase on environmental taxes in the European Union Member States, plus Norway and Switzerland (<http://www.europa.eu.int/eurostat/enveco/envco/database/database.htm>)による。特に断りのない限り2000年6月現在の税率。^e 2001年10月25日現在の換算レートは以下の通り。

1 FINR（フィンランドマルタ）=18.74円、1 SKR（スウェーデンクローネ）=12.01円、1 NKR（ノルウェークローネ）=14.13、

1 DKR（デンマーククローネ）=15.08円、1 HFL（オランダギルダー）=50.56円

デンマーク	オランダ	
	一般燃料税	エネルギー規制税
1992年：炭素税[CO ₂ -tax]を導入。課税標準は炭素含有量。	1996年：既存の4種類の環境課徴金を一般燃料税[general fuel charge,後のgeneral fuel tax]として統合。	1996年：小規模エネルギー消費者を対象としたエネルギー規制税[regulatory energy tax]を導入。課税標準は炭素／エネルギー資源に依存。
1992～1993年：エネルギー課税体系の大幅変更。交通用油及び瓦斯を除く熱利用燃料の既存エネルギー税を廃止 ^a 。炭素税の税率を一段として炭素税を増税し ^b 。炭素税の税率を引き上げ。	1999年：一般燃料税[general fuel charge,後のgeneral fuel tax]の課税対象の一部として炭素含有量を導入。	1992年：一般燃料税[general fuel charge]から税[general fuel tax]への形態の変更に伴い、収入は一般財源に移行。
1998年：既存のエネルギー税[excise on petrol, Autodiesel tax, Tax on heating oil (mineral oil), Tax on consumption of electricity]の中には税率が引き上げられたものもあった。	一般燃料税及びエネルギー規制税導入に際して、既存のエネルギー税[Excises]の調整は行われていない。	一般燃料税及びエネルギー規制税導入に際して、既存のエネルギー税[Excises]の調整は行われていない。
既存税導入に際し、既存のエネルギー税[energy tax]の税率を引き下げ。また導入当時すでに高率のエネルギー税が課されていたガソリンは炭素税の課税対象外とされた。	一般燃料税[general fuel tax]の主な課税対象：下表のガソリン～電気に該当。	既存のエネルギー税[Excises]の主な課税対象：下表のガソリン～重油及び灯油に該当。
既存税導入に際し、既存のエネルギー税[excise on petrol]の主な課税対象：下表のガソリン～電気に該当。	既存のエネルギー税[excise on petrol]の主な課税対象：下表のガソリン～電気に該当。	既存のエネルギー税[Excises]の主な課税対象：下表のガソリン～重油及び灯油に該当。
既存税導入に際し、既存のエネルギー税[Autodiesel tax]の主な課税対象：下表のディーゼル／燃油に該当。	既存のエネルギー税[Autodiesel tax]の主な課税対象：下表のディーゼル／燃油に該当。	既存のエネルギー税[Excises]の主な課税対象：下表のガソリン～重油及び灯油に該当。
既存税導入に際し、既存のエネルギー税[Tax on heating oil (mineral oil)]の主な課税対象：下表の燃油～重油、灯油に該当。	既存のエネルギー税[Tax on heating oil (mineral oil)]の主な課税対象：下表の燃油～重油、灯油に該当。	既存のエネルギー税[Excises]の主な課税対象：下表のガソリン～重油及び灯油に該当。
既存税導入に際し、既存のエネルギー税[Tax on consumption of electricity]の課税対象：電気。	既存のエネルギー税[Tax on consumption of electricity]の課税対象：電気。	既存のエネルギー税[Excises]の主な課税対象：下表のガソリン～重油及び灯油に該当。
温暖化対策税制 [CO ₂ -tax]	既存エネルギー税制 [energy tax]	既存エネルギー税制 [Excises]
	既存エネルギー税制 [general fuel tax]	エネルギー規制税 [regulatory energy tax]
—	3,870 DKR/kL	26.07 HFL/kL
270 DKR/kL	2,580 DKR/kL	28.76 HFL/kL
270 DKR/kL	2,120 DKR/kL	28.08 HFL/kL
270 DKR/kL	1,730 DKR/kL	28.76 HFL/kL
320 DKR/t	1,950 DKR/t	33.57 HFL/t
360 DKR/t	2,220 DKR/t	34.34 HFL/t
270 DKR/kL	1,730 DKR/kL	28.56 HFL/kL
242 DKR/t	1,183 DKR/t	24.28 HFL/t
0.22 DKR/m ³	0.38 SAR/m ³	0.0223 HFL/m ³
0.1 DKR/kWh	0.425 DKR/kWh	0.0295 HFL/kWh
		1,278.0 HFL/kL
		735.5 HFL/kL
		735.5 HFL/kL
		102.6 HFL/kL
		34.21 HFL/t
		...
		102.6 HFL/kL
		...
		...
		...
		...
		...

^f 导入当初、電力の課税対象者は低アンペア契約者に限定されていたが1997年に全アンペア契約者に拡張された結果がある。なお、その際の追加収入は省エネ、再生可能エネルギー投資の投資報酬経路の財源に充当された。^g 税率はガソリンに対する税率^h Database on environmental taxes in the European Union Member States, plus Norway and Switzerland (<http://www.europa.eu.int/eurostat/enveco/envco/database/database.htm>)において該当する税率が報告されておらず、課税対象かどうかは確認できていない。ⁱ 1999年版^j mineral oilに対する税率が決められている。軽油、重油、灯油などが該当するものと想定した。^k この50%の課税税率が適用^l カテゴリー（家庭、サービス）に対する税率

	フィンランド	スウェーデン	ノルウェー
課税段階	<p>既存のエネルギー税の徴税システムを活用。 納稅義務者</p> <p>賦税額：既存税額で課税。ただし天然ガスについてのみ輸入價格で課税。電気消費量、電力供給額、送電者、送気事業者等</p>	<p>国際徴税局(National Tax Board : NTB)による既存エネルギー税の徴税システムを活用。</p> <p>納稅義務者</p> <p>既存のエネルギー税の徴税義務者</p> <p>EU統一税率改定の対象燃料(ガソリン、ディーゼル、クロゼン、LPG、潤滑油、グリースを除く駆動用及びその他の石油製品など)：卸売者または製造者。</p> <p>その他の燃素(天然ガス、石炭、ビートなど)：燃料を製造及び加工する者、卸売者、並びに天然ガスについては輸入者を含む。ビートについては既存税を適用。</p>	<p>既存エネルギー税の徴税システムを活用。 納稅義務者</p> <p>既存のエネルギー税の徴税義務者</p> <p>既存のエネルギー税の徴税義務者</p>
主な 減免措置	<p>各部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 天然ガスには50%の差改税率を適用。ビートには17%の差改税率を適用。 産業部門に対する措置 工業、製造業(industrial manufacturing and processing of goods)、農業、農林業、森林業へは既存税の55%が還付。 用途による減免措置 既存税は非課税。 既存税は非課税。 既存税に対する措置 CHP(熱電併用、コージュネレーション)、風力及び木材燃料等による発電には還付措置あり。 鉄道で消費される電気は非課税。 	<p>既存部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造業、農林業、森林業には35%の差改税率を適用。 課税額が一定額を超える場合に超過分について低税率。 産業、農林業、森林業への差改税率。 用途による減免措置 既存税は非課税。 既存税に対する措置 ガソリン以外の鉄道輸送用燃料については既存税措置。 	<p>既存部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存部門には既存税、国内航空部門には既存税を適用。 既存部門、近海漁業部門、國際漁業部門は既存税、国内漁業部門は既存税を適用。税率は1996～2000年まで段階的に上昇。 用途による減免措置 既存部門の石炭消費は非課税。 セメント製造業、加工産業で使用される石炭及びコークスは非課税。 既存税は非課税。 既存税は非課税。
税収の使途	一般財源(所得税税収の原資として活用。)	一般財源(所得税等の税収分に活用。)	一般財源
効果	<p>フィンランド総理府[Prime Minister's Office]作成の報告書(2000年1月)では、1990年代のエネルギーに係る税制の変化に伴う効果を次の通り評価している。</p> <p>1998年時点でのCO₂排出量の削減効果は、約4百万t CO₂と推計(総排出量57百万t CO₂の7%に相当)。内訳は、最終消費部門におけるエネルギー消費の減少分と、エネルギー税負担の減少分(約1百万t CO₂)と、産業部門におけるエネルギー消費構造の変化分(約1百万t CO₂)が大きいと考えられた。</p>	<p>スウェーデン自然保護庁(The Environmental Protection Agency)の報告書(1995年1月)では、炭素税によるCO₂排出量の削減効果を次の通り評価している。(ただし、評価の対象範囲はCO₂排出量全体の2割程度であることに留意する必要がある。)</p> <p>1987～1991年にかけて、地域政府、産業、住宅、業務部門でCO₂排出量が平均19% (8百万吨 CO₂) 減少。この削減率のうち約60%が消費税の導入によるもの。特に地域政府部門が消費税の影響を大きく受けしており(同時期28%、2.6百万吨 CO₂減少)、使用燃料の内訳が変化している。</p> <p>また、自然保護庁の報告書(1997年1月)においてもエネルギーに関する税収の効果について、CO₂税が既存エネルギー税とともに、地域政府部門におけるバイオ燃料の消費量を増大させたと評価している。</p>	<p>ノルウェー統計局(The Bureau of Central Statistics)は炭素税によるCO₂排出量の削減効果を次の通り評価している。(ただし、評価の対象範囲はCO₂排出量全体の2割程度であることに留意する必要がある。)</p> <p>1991～1993年におけるCO₂排出量は、炭素税により毎年3～4%削減と推計(年間排出量にして0.3百万吨CO₂の採算に相当)。</p>
付加箇箇別の 徴収方法	インボイス方式	インボイス方式	インボイス方式

デンマーク	オランダ
<p>既存のエネルギー税の徴税システムを活用。 納稅義務者</p> <p>既存のエネルギー税の徴税義務者</p> <p>既存のエネルギー税の徴税義務者</p>	<p>既存のエネルギー税の徴税システムを活用。 納稅義務者</p> <p>既存のエネルギー税の徴税義務者</p> <p>既存のエネルギー税の徴税義務者</p>
<p>既存部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存部門には既存税、国内航空部門には既存税を適用。 既存部門、近海漁業部門、國際漁業部門は既存税、国内漁業部門は既存税を適用。税率は1996～2000年まで段階的に上昇。 用途による減免措置 既存部門の石炭消費は非課税。 セメント製造業、加工産業で使用される石炭及びコークスは非課税。 既存税は非課税。 既存税は非課税。 	<p>既存部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 天然ガスの大口消費者はエネルギー税率分について既存税半額を適用。 既存部門の石炭消費は非課税。 セメント製造業、加工産業で使用される石炭及びコークスは非課税。 既存税は非課税。 既存税は非課税。
<p>一般財源</p> <p>(産業部門からの税収は、雇用者の社会保険負担の経済、中小企業補助金、省エネ投資補助金として産業部門に還元)</p>	<p>一般財源</p> <p>(他の税の競争と省エネ等に対する財政的措置を通じて、納稅額に応じて課税対象部門(家庭及びビジネス)に還元)</p>
<p>・グリーンタックス委員会(The Dutch Green Tax Commission)の第2次レポートでは、一般税課税によるCO₂排出量の削減効果を次のように評価している。</p> <p>・评估弹性に基づくモデル計算により、既存一般税課税が存在しなければ1991年時点でのCO₂が余計に排出されていたものと推計。</p>	

m 石炭：石炭を採取、生産、輸入し、燃料として自ら消費する者、又は国内での消費のために他者に提供する者。ガス：ガスを採取、生産、輸入し、燃料として自ら消費する者、消費者から引き取り燃料として自ら消費する者、又はガスを生産、輸入し、国内での燃料としての消費のために他者に提供する者。

o 買入当初度業部門は非課税とされていたが、1993年に50%の徴税税率(エネルギー多消費産業には35%)で課税が開始された。工程別及び協定の有無別の税率設定は1996年に導入された。

環境税の設計

ドイツ		イタリア	
導入の経緯 (下部欄は当該国の温暖化対策税制に該当すると考えられるもの)	<ul style="list-style-type: none"> 1999年：第1次温暖化対策税を実施。既存のエネルギー税一括である鉱油税[mineral oil tax]に税率を上乗せするとともに、これまで課税対象となっていたなかった電気に対して電気税[electricity tax]を新設。 2000年：第2次温暖化対策税を実施。1999年の上乗せ税率を決定した第1次税額標準に継ぎ、2000年から2003年まで鉱油税及び電気税の段階的税率引き上げを行い、2003年1月1日に暫定的目標税率に到達する。 	<ul style="list-style-type: none"> 1999年：1999年財政法[Financial Law for 1999]を採択。既存のエネルギー税[Excises on mineral oils]の改正が行われることとなった。改正の要点は以下の2点。 <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に対する潜在的影響の度合いを考慮に入れられたため、石油の供給含有量及びその用途に基づく税率の調整を実施。2005年の完成に向けて1999年から段階的に税率引き上げ。 ・燃焼プラントで用いられる石炭、石油コーカス、天然ビューメン[†]を既存のエネルギー税の課税対象に追加。 	
既存エネルギー税制との関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツの温暖化対策税制は、既存のエネルギー税一括[Excises on mineral oils]の税率引き上げと併せて新設により導入された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イタリアの温暖化対策税制は、既存のエネルギー税[Excises on mineral oils]の税率設定の考え方方に温暖化防止の視点を導入し、既存エネルギー税の税率を調整することにより導入された。 	
主な課税対象と税率 [#]	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱油税[mineral oil tax]の主要な課税対象：下表のガソリン+LPG、天然ガスに該当。 ・電気税[electricity tax]の課税対象：電気。 ・2003年まで、税率は、毎年既存の鉱油税率については60DM/kWh、電気税率については0.0505kWh/m³で、電気税率についてはガソリンのみ。 ・2003年1月1日の暫定的目標税率(1999年以降の鉱油税上乗分+電気税)は、ガソリン300DM/kWh、ディーゼル+300DM/kWh、吸用鉱油+40DM/kWh、天然ガス+0.0313kWh/m³、電気0.040DM/kWh。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のエネルギー税[Excises on mineral oils]の主要な課税対象：下表のガソリン+灯油、天然ガス、電気に該当。 ・2000年時点での温暖化対策税制として税率引き上げと考えられるのはガソリンのみ。 	
温暖化対策税制		既存エネルギー税制 [1999年までのmineral oil tax上乗分] [*]	温暖化対策税制 [1999年以降のExcises on mineral oils] [*]
交通	ガソリン [†]	—	120 DM/kWh
	ディーゼル/軽油	—	120 DM/kWh
その他	軽油(クルシング)	—	120 DM/kWh
	灯油	—	40 DM/kWh
	重油	—	5 DM/t
	LPG	—	25 DM/t
	石炭	—	—
	天然ガス	—	0.0313 DM/m ³
	電気	0.0250M/kWh	—
[electricity tax]		980 DM/kWh	39 tLIT/t
[1999年以降のmineral oil tax上乗分]			1,022 tLIT/kWh
[Excises on mineral oils]の1999年以降の引き上げ分			
温暖化対策税制			
既存エネルギー税制 [1999年までのExcises on mineral oils]			

q 温暖化ガスからなる化合物の一般的税称。普通、天然アスファルト、コールタール、石油アスファルト、ビッチなどという。道路舗装用材料、防水剤、防腐剤などに用いる。

r マーシャル卿は、当時英國産業連盟会長。財務省からの依頼でタスクフォースを設けて、新しい政策を検討し、上記提言を行う。この提言が現在の英國の気候変動税及び温暖化対策税並びに排出量取引制度の土台となっている。

s SO₂などの排出量について課徴されている。

t 税の制度設計上の問題で、税の考え方そのものが違誤とされたものではない。フランス環境省は、税の見直しを検討中で、再度導入を目指す方針

u 税の制度設計上の問題で、税の考え方そのものが違誤とされたものではない。フランス環境省は、税の見直しを検討中で、再度導入を目指す方針

v 2001年6月現行の税制による。特に断りのない限り2000年6月現行の税制。2001年10月25日現在の換算レートは以下の通り。

1DM(ドイツマルク)=55.98円、1LIT(イタリアリラ)=0.0576円、1UK£(イギリスピンド)=179.83円、1SF(スイスフラン)=75.18円、

1FF(フランスフラン)=16.99円

†DM(ドイツマルク)=55.98円、1LIT(イタリアリラ)=0.0576円、1UK£(イギリスピンド)=179.83円、1SF(スイスフラン)=75.18円、

1FF(フランスフラン)=16.99円

環境税の設計

イギリス		スイス		フランス	
1998年：排出量取引のバイロット調査と産業及び商業のエネルギー消費に対する税の導入を提案した「マーシャルレポート“Economic Instruments and the Business Use of Energy”」を発表。 [†]		2000年：CO ₂ 削減強制法[Federal Law on the reduction of CO ₂ emissions]が施行。まず第一次エネルギー、交通、環境、財政政策及び自主的取組を行い、それらの取組だけで削減目標達成が困難な場合に新たにCO ₂ 税[CO ₂ -tax]を導入。課税権限は環境省有す。CO ₂ 税の導入は早くても2004年。	1999年：既存の環境汚染に対する課税を縮小した汚染活動一般税(TGAP)[taxe générale sur les activités polluantes]が施行。まず第一次エネルギー、交通、環境、財政政策及び自主的取組を行い、それらの取組だけで削減目標達成が困難な場合に新たにCO ₂ 税[CO ₂ -tax]を導入。課税権限は環境省有す。CO ₂ 税の導入は早くても2004年。		
1999年：政府予算案の中で、2001年1月から産業及び商業のエネルギー消費に対する税(気候変動税[Climate Change Levy])の導入が取り込まれ。2001年4月より課税を実施。		1999年5月：TGAPの試験対象を2001年1月から企業による化石燃料及び電力の消費にまで拡張する方針を表明。	1999年5月：TGAPの試験対象を2001年1月から企業による化石燃料及び電力の消費にまで拡張する方針を表明。		
2000年9月：2000年第2次補正予算法案にTGAPの改正が盛り込まれ。		2000年12月10日：政府が議会を通過。	2000年12月29日：監査院より送致判決。		
2000年12月29日：監査院より送致判決。		2000年12月の憲法院による送致判決を踏まえ、温暖化対策税(TGAPの抜粋分)は企業による化石燃料及び電力の消費が課税対象外。農林業及び交通部門は課税対象外。	2000年12月の憲法院による送致判決を踏まえ、温暖化対策税(TGAPの抜粋分)は企業による化石燃料及び電力の消費が課税対象外。農林業及び交通部門は課税対象外。		
温暖化対策税制	既存エネルギー税制	温暖化対策税制	既存エネルギー税制	温暖化対策税制	既存エネルギー税制
[CO ₂ tax]	[hydrocarbon oil tax]	[Climate Change Levy]	[CO ₂ tax]	[TGAPの抜粋分]	[excise tax]
ガソリン [†]	—	488.2 UK £/kWh	727.2 SF/kWh	3,846.2 FF/kWh	
ディーゼル/軽油	—	478.2 UK £/kWh	755.7 SF/kWh	2,551.8 FF/kWh	
軽油(クルシング)	—	546.8 UK £/kWh	—	2,122.5 FF/kWh	
灯油	—	31.3 UK £/t	3 SF/kL	517.3 FF/kL	
重油	—	27.8 UK £/t	—	152.3 FF/t	
LPG	—	9.6 UK £/t	—	258.6 FF/t ^{**}	
石炭	—	31.3 UK £/t	—	145.6 FF/t ^{**}	
天然ガス	—	11.7 UK £/t	—	—	
電気	0.0015 UK £/kWh	0.0016 SF/kWh	—	—	
	0.0041 UK £/kWh ^{**}	—	—	税抜価格の8.5%	

q 2000年のEUデータベースで確認できる範囲。イタリアでは、温暖化対策税制として、1999年に既存のエネルギー税の税率引き上げが開始されたが、同年11月には燃料價格の高騰を理由に、2000年途中まで一時的に引き上げ分の適用が中断された。その後も運営業などに対する優待措置の追加導入が行われるなど、規制に関するいくつかの変更が行われている。

r 2001年1月導入時の税率。

s 無料ガソリンに対する税率。

t Database on environmental taxes in the European Union Member States, plus Norway and Switzerland (http://www.europa.eu.int/comm/environment/envco/env_database/database.htm)において該当する税率が告白されておらず、課税対象かどうか確認できていない。

u 食料・商業用の貯蔵用の値

v 既存用の値

w 2001年1月導入時の税率。

x 既存用の値

y 既存用の値

z 2000年12月の憲法院による送致判決を踏まえ、温暖化対策税(TGAPの抜粋分)は企業による化石燃料及び電力の消費が課税対象外。農林業及び交通部門は課税対象外。

環境税の設計

	ドイツ	イタリア
課税段階	<p>納稅義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賦税税：納稅義務者は主に石油供給企業 ・電力税：納稅義務者は、電気供給事業者から国内の最終消費者に貢い取られる際に発生。実際の納稅者は電気供給事業者 	
主な減免措置	<p>産業部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各製造業、農林業に対する課税緩和（鉛油税引き上げ分の80%に相当する払戻等）。 ・2MWまでの自家発電について電気税が非課税。 <p>課税対象に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月間稼働率70%を超えるCHP（熱電併給、コージェネレーション）は、鉛油税が非課税。 ・1999年12月31日以降に設置された高効率複合サイクルガスタービン電気は、鉛油税からこう10年間全て非課税。 ・再生可能エネルギー発電による電気は電気税が非課税。 ・鉄道で消費される電気は50%の鉛油税半適用（電気税）。 ・公共交通機関で消費される燃費税に対する軽減措置（鉛油税引き上げ分について軽減）。 <p>重複課税に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充電用燃料は鉛油税引き上げ分が免除。 ・低所得者への配当 <p>低所得者への適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者（低所得者階級での使用が多い）については50%の鉛油税半適用（電気税）。 	
税収の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用者、被雇用者双方の国民年金保険負担の軽減。 ・一部は再生可能エネルギーへの助成金。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般財政（社会負担の軽減 [60.5%]、補助対策 [31.1%]）、エネルギー消費効率の改善 [8.4%] のために活用。）
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・2001年6月にドイツ連邦環境・自然保護・原子力安全省から公表された報告書によれば、エコロジカル税制改革による温室効果ガス排出削減効果を次の通り評価している。 ・ドイツにおける温室効果ガスの排出削減のうち、エコロジカル税制改革による分は7.0百万tCO₂（全体の削減量は240.3百万tCO₂）。 	
付加価値税の徵収方法	インボイス方式	インボイス方式

環境税の設計

イギリス	スイス	フランス
<p>納稅義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力供給企業等のエネルギー供給事業者が最終消費者から料金と併せて徴収し納稅。VATと同様の徴収システム。 ・下記の80%の軽減を受ける消費者は、供給事業者に、環境保護当局が実行した上で軽減後の額を請求させる形でこれを支払う（行政コストを低減でき、課税対象の認証も容易であるため）。 	<p>CO₂削減達成法によれば CO₂の納稅義務者は以下の通り。なお、石炭以外の化石燃料についても既存のエネルギー税である鉛油税の徴収・選手手続が適用され、税閣において鉛油税とともに徴収される。また、石炭についても、現状においてすべて輸入されていることから、期間で課せられることになる。</p> <p>納稅義務者 [CO₂削減達成法第8条]</p> <ul style="list-style-type: none"> 石炭：徴収法における輸入品に関する支払義務のあらゆる及び国内の製造者・その他の石炭輸入：鉛油税法における鉛油税の納稅義務者 	<p>・年間のエネルギー消費量が石油換算100t以上の大企業が納稅義務者。</p> <p>・全仏約280万社のうち、約1.3万社を課税対象と予定。</p>
<p>産業部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議事会議規則（IPCC）の対象施設を運営する事業者を有する業界団体は、政府と二酸化炭素排出削減目標等を盛り込んだ気候変動協定を締結することにより、80%の気候変動税の減税が受けられる。協定を締結したのは、主要な10のエネルギー集約国（アルミ、セメント、セラミック、化粧、食品飲料、鉄道、ガラス、非鉄金属、紙業、技術）を含む10の業界団体。気候変動協定を締結した業界団体は、協定上の目標を達成するため、排出量取り引渡すことが可能。 <p>環境配慮に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電、高効率CHP（熱電併給、コージェネレーション）発電及び公共交通機関エネルギー消費は非課税。 <p>直接的な対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス計画が進行中の北アイルランドにおける天然ガス消費は向こう5年間非課税。 <p>周辺による減税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉛油用潤滑料は非課税。 ・原料として用いられる場合（鉄鋼業における石炭消費なども含む）は非課税。 ・アルミニウム等の電気分解工程で消費される電気は非課税。 	<p>産業部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既用済み油及び交通用燃料の大企業者や國際競争力に大きな影響を受けるおそれのある者は、CO₂排出量の上限を定める公式の約束 [formal undertaking] を連邦政府と取り交わすことによりCO₂税が非課税となる。 ・削減協定の内容が達成できなかった場合は、CO₂税の税額に利息 [interest] を加えて支払う。 	<p>産業部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付加価値税100万フラン当たりのエネルギー消費量が石油換算25万トン以上の企業や自主協定を締結した企業に対し、税を軽減する措置が検討された。
<ul style="list-style-type: none"> ・税収の大半は、社会保険料の雇用者負担の引き下げ (0.3%) により産業部門に還元。 ・鉛油の消費基金（エネルギー効率改善及び再生可能エネルギーの促進のための技術開発等に支出）に毎年5千万ポンド充當。 ・エネルギー効率改善を目的とした投資の初年度全額償還のための財源に充当（2001～2012年に5億ポンド）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂削減達成法第10条。 ・税収はその支払額に応じて一般住民と経済界に還元。 ・一般住民への還元は、連邦議会がその手続を所管する。すべての自然人に對し統一的に分配される。 ・経済界への還元は、連邦高齢者障害保険資金に税収を充てし、社会保険賃を形成することにより実現。 	<ul style="list-style-type: none"> ・35時間労働制導入の財源への充當を予定。
インボイス方式	インボイス方式	インボイス方式

資料2：温暖化対策税と既存関連税の税率比較

無鉛ガソリン			
	温暖化対策税	既存関連税	合計
フィンランド	4,479円/kl	57,981円/kl	62,460円/kl
スウェーデン	10,329円/kl	43,716円/kl	54,045円/kl
ノルウェー	13,282円/kl	61,324円/kl	74,606円/kl
デンマーク	0円/kl	58,360円/kl	58,360円/kl
オランダ	1,318円/kl	64,616円/kl	65,934円/kl
ドイツ	6,838円/kl	55,840円/kl	62,678円/kl
イタリア	2,246円/kl	58,867円/kl	61,113円/kl
イギリス	0円/kl	87,793円/kl	87,793円/kl
日本		53,800円/kl	53,800円/kl
	(56,055円/kl)	(56,055円/kl)	

軽油(交通用)			
	温暖化対策税	既存関連税	合計
フィンランド	5,041円/kl	31,221円/kl	36,262円/kl
スウェーデン	12,707円/kl	25,101円/kl	37,808円/kl
ノルウェー	6,641円/kl	54,846円/kl	61,487円/kl
デンマーク	4,072円/kl	38,906円/kl	42,978円/kl
オランダ	1,454円/kl	37,187円/kl	38,641円/kl
ドイツ	6,838円/kl	35,328円/kl	42,166円/kl
イタリア	*	43,027円/kl	43,027円/kl
イギリス	0円/kl	85,995円/kl	85,995円/kl
日本		32,100円/kl	32,100円/kl
	(34,389円/kl)	(34,389円/kl)	

重油			
	温暖化対策税	既存関連税	合計
フィンランド	6,003円/kl	0円/kl	6,003円/kl
スウェーデン	13,451円/kl	9,432円/kl	22,903円/kl
ノルウェー	6,641円/kl	2,685円/kl	9,326円/kl
デンマーク	4,826円/kl	29,406円/kl	34,232円/kl
オランダ	1,697円/kl	1,731円/kl	3,428円/kl
ドイツ	285円/kl	1,709円/kl	1,994円/kl
イタリア	*	5,184円/kl	5,184円/kl
イギリス	0円/kl	4,999円/kl	4,999円/kl
日本		2,255円/kl	2,255円/kl

石炭			
	温暖化対策税	既存関連税	合計
フィンランド	4,610円/t	0円/t	4,610円/t
スウェーデン	11,049円/t	3,795円/t	14,844円/t
ノルウェー	6,641円/t	0円/t	6,641円/t
デンマーク	3,649円/t	17,840円/t	21,489円/t
オランダ	1,228円/t	0円/t	1,228円/t
ドイツ	0円/t	0円/t	0円/t
イタリア	*	0円/t	0円/t
イギリス	2,104円/t	0円/t	2,104円/t
日本		0円/t	0円/t

電気			
	温暖化対策税	既存関連税	合計
フィンランド	0.768円/kWh	0円/kWh	0.768円/kWh
スウェーデン	0円/kWh	1,669円/kWh	1,669円/kWh
ノルウェー	0円/kWh	1,210円/kWh	1,210円/kWh
デンマーク	1.508円/kWh	6,409円/kWh	7,917円/kWh
オランダ	1,492円/kWh	0円/kWh	1,492円/kWh
ドイツ	1,425円/kWh	0円/kWh	1,425円/kWh
イタリア	*	0.173円/kWh	0.173円/kWh
イギリス	0.773円/kWh	0円/kWh	0.773円/kWh
日本		0.445円/kWh	0.445円/kWh

資料3：既存関連税制の概要

117

出版：中央統一社會保險公會政黨 地址：新北市板橋區中正路11號 11樓 11F 11F

- 146 -

環境税の設置

環境税の設立

卷之三